
令和5年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和6年2月13日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部	寛				
会長職務代理者	13番	山根	祐一				
	14番	川村	忠幸				
委員	1番	田中	孝幸	2番	東田	輝正	
	3番	明治	良一	4番	岸本	慶子	
	5番	衣笠	指図	7番	大村	祥一朗	
	8番	上田	正人	9番	大谷	誠一	
	10番	細田	邦男	11番	山本	知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	岸本	政明	横山	茂
	猪本	正己	佐藤	洋一
	藤田	榮一郎	鎌谷	一也
	中山	浩一	保田	公範
	公賀	義高	中嶋	美枝子

4. 欠席委員 横野 俊彦 荻原 晴雄 山田 裕人

5. 議事日程

- | | | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-------|----|-------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 4番 | 岸本 慶子 | 5番 | 衣笠 指図 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | |
| | 4 | 非農地証明願について | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積等促進計画について | | | |
| 第6 | その他 | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、横野委員、荻原推進委員、山田推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和5年度第11回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4番 岸本慶子委員、5番 衣笠指図委員、をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。4ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は8件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。9ページをご覧ください。八頭県土整備事務所の県道麻生国府線外道路外災害復旧工事に係る仮設道路の設置、鳥取県東部農林事務所の安藤井手地区豪雨対策（中間放水路）工事に係る仮設道路設置の2件です。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

報告4 非農地証明願について。1件の申請がありました。10ページをご覧ください。別府字上縄手●●番●、30年以上前から耕作をしておらず、現況は、使用していない牛舎の敷地の一部となっています。衣笠委員、安部会長、井上推進委員及び事務局で現地を確認し、妥当であると判断し受理しました。以上です。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>続きますして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号35-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号35-1について説明をします。 【議案第1号 受付番号35-1 朗読後、説明】 土地の所在地 上津黒地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 86 m² 理由につきましては、以前より譲受人が譲渡人から申請地を借りておられましたが、譲渡人の相続登記が終わられたということで、この度両者で売買の話がまとまり、所有権移転登記をされるというものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地や借り受けている農地で主に野菜や水稻を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、主に育苗用として利用される予定です。 通作については、自宅の横であり問題ないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は10年以上、お父さんとお母さんも20年以上の農業従事期間がありますので問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き育苗として利用されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、5番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
衣笠委員	<p>はい。担当の衣笠が報告をさせていただきます。この議案、2月4日、日曜日に譲渡人親子に立会いをいただきまして、現地で聞き取りをさせていただきました。今事務局の方から概略というかほとんど説明がありました。場所としましては、スライドで見ていただいたとおり、集落のほぼ中央に譲渡人のお宅があって、すぐ隣にこ</p>

衣笠委員	の申請の●●番●という畑地があるような場所です。すぐ隣が譲受人のお宅で、画面でいきますと上も下も左も右も、全て宅地に囲まれた86㎡の畑地です。説明にもございましたけれども、譲受人が前から借りられて、野菜の簡易ビニールハウスで育苗をされておられます。それと一部は営農用のトラックの駐車場として活用されておられます。現場で話をしまして、この売買に伴う所有権移転は問題ないなど判断しました。以上です。
議長（会長）	はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号36-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号36-2について説明をします。 【議案第1号 受付番号36-2 朗読後、説明】 土地の所在地 市場地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,302㎡ 土地の所在地 市場地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,640㎡ 理由につきましては、譲渡人のご主人が昨年末に亡くなられ、この度相続をされましたが、耕作ができないため、以前から申請地を借り受けていた譲受人へ相談され、売買の話がまとまったものです。 今回譲り受けられる農地では、引き続き水稻を栽培される予定です。 通作については、自宅は岡山県津山市ですが、実態は八頭町内にある実家にあり、その実家から1km程度であり問題ないと思われれます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本

- 事務局 人は20年以上あり問題はないと思われます。
最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
- 議長（会長） この件につきましては、5番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
- 衣笠委員 はい。失礼します。受付番号36-2の件ですが、これも2月4日の午前中に譲受人立会いのもとに現地で説明を受けました。スライド画面の中央、2筆でございますけども、真ん中を斜めに下りているのが農道で、農道の上側と下側、この2筆でございます。先ほども事務局の方から説明がございましたけれども、両方とも前から賃貸契約で譲受人が作られておりまして、この度はそれを売買で所有権移転という事案です。それで下の長方形の農地につきましては、隣の農地の堺にある中畦を取られて1枚の4反くぼで大型機械で水稻をされております。ですから1枚くぼのうちの半分が譲受人のこの度の売買の対象の農地で、残りの半分の方は賃貸継続の田んぼが一緒になった4反くぼという現状のようです。もう何年も前から譲受人が作っておられまして認定農業者でもございますし、問題はないと思われます。以上です。
- 議長（会長） ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありますか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） 賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。
- 議長（会長） 続きまして、受付番号37-3と38-4についてですが、関連することから事務局は一括して説明をお願いします。

事務局

受付番号 37-3 と 38-4 について一括して説明します。

始めに、受付番号 37-3 について説明します。

【議案第1号 受付番号 37-3 朗読後、説明】

土地の所在地 山上地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,694 m²

理由につきましては、申請地は、平成27年、公共工事で発生する残土処分場開設に必要である、防災調整池設置のため、八頭町が農地法第5条申請を提出、許可を得ておりましたが、隣接する土地所有者との交渉が難航し、着手の目途がたたなくなり、許可権者である県と協議し、令和4年、八頭町は許可取消願を提出、許可取消となりました。これにより農地の所有権は八頭町から譲受人に戻っている状態です。

八頭町は、許可取消後においても、残土処分場の開設を進める意向であり、申請地の所有権を保持することを希望、譲渡人もこれに同意したことから、本申請書が提出されたものです。

なお、申請地の管理については、関係者の調整が整い、農地法第5条申請が提出されるまで間、八頭町が農地として適正に管理します。

許可要件ではありますが、公用でありますので、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件のみ該当します。申請地は、地域の担い手である農事組合法人●●に作業を委託し、ハトムギ等を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

次に、受付番号 38-4 について説明します。

【議案第1号 受付番号 38-4 朗読後、説明】

土地の所在地 山上地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,848 m²

理由並びに、許可要件については、先ほどの受付番号 37-3 と同様です。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので一括して報告をお願いします。

明治委員

はい。受付番号 37-3、38-4 について事前調査を行いましたので報告します。2月5日に譲渡人の●●さん宅、それから●●さん宅に訪問しまして話を聞きました。既に一度町に売っている土地なんでもそれを返されても今さら農作業はできないっていう両者の話もあ

- 明治委員 りましたし、町の方もどうしても欲しいというような状況なので、現状と何も変わりませんし、問題ないと思っております。以上です。
- 議長（会長） はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。井上推進委員どうぞ。
- 井上推進委員 2番の井上です。5条申請まで耕作をされるということですが、町としては、これは当初の目的どおり残土処分場として使われる意向なのか。あわせて残土処分場の周囲、農地と山裾みたいなどころですが、隣接の農地に影響が出る恐れが十分考えられると思うんですが、その辺りの管理はどういうふうに計画をされるんでしょうか。5条申請の段階でそういったものが出てくるのかどうか教えていただければと思います。
- 議長（会長） はい。ありがとうございます。2件について事務局は回答をお願いします。
- 事務局 はい。説明します。町の方であります引き続き残土処分場を開設したい意向であります。担当課である建設課に確認をしております。その間、現状でも話を続けているようですが、農地として適正に管理するというところで、今回の申請が出たところでありまして。次に5条申請が出た場合ということになります。改めて内容を審査することになります。申請書が出た段階で農業委員会が審査し、許可権者である鳥取県東部農林事務所の許可が得られる内容であれば、意見を付して進達します。なお、蛇足ではありますが、平成27年7月の5条申請は、残土処分場を作ったとき、雨水等がこの後ろの山、八頭町所有の山林を整地することから、降った雨の流速が速くなるのを防ぐため防災調整池でありました。災害を防ぐために調整池が必要ということで転用許可申請が出て、雨水の流量計算等を確認、農業委員会で審議し、県の許可が出たところでありまして。繰り返しになりますが、次に申請が出た段階では改めて審査ということになります。説明は以上です。
- 議長（会長） ありがとうございます。井上推進委員、よろしいでしょうか。
- 井上推進委員 はい。わかりました。
- 議長（会長） 他に意見のある方はありませんでしょうか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
 以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号12-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号12-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号12-1 朗読後、説明】

土地の所在地 土師百井地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 533 m²

資料については、議案書の3ページから6ページに付けています。

場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、土師百井二集落の東にある農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。

転用理由につきましては、申請人と親族が経営する事業所の資材置場として整備したいとのことですが、

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は町道、西側は畑、北・南側は宅地であり、隣接農地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生

事務局	<p>しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
上田委員	<p>議席番号8番、上田です。2月1日の木曜日にですね、10時頃ですか、担当の行政書士さんに電話にて確認をいたしました。現地を見ましてですね、所在地は八頭町土師百井●●番●、資材置き場の整備のためということで、調査の結果は問題ないと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第2号 農地法5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。八頭町長より令和6年1月31日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号305-1から380-76について説明します。</p> <p>この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地205,457㎡（121筆）と既に機構へ貸し出されている農用地19,171㎡</p>

事務局	<p>(13筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをします。</p> <p>地域の担い手法人7社へ、149,002㎡(85筆)、その他17名の個人耕作者へ75,626㎡(49筆)を貸付けをします。以上です。</p>
議長(会長)	<p>それでは審議を行います。整理番号305-1から380-76につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長(会長)	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長(会長)	<p>賛成多数と認めます。整理番号305-1から380-76につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第3号農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。</p>
	<p>続きまして、日程第6その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●第10回定例委員会での質問事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の区域の基準について ●資料提供 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だよりの発行について ・農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について ●次回の農業委員会開催日時について <p>次回の農業委員会は3月14日(木)13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。</p>
議長(会長)	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	(なし)
議長(会長)	<p>無いようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。</p>
	<p>終了(14時35分)</p>

